

青 第 1 0 2 5 号  
平成 2 4 年 3 月 1 5 日

埼玉県青少年健全育成審議会  
会長 高橋 史朗 様

埼玉県知事 上田 清司

有害図書等の指定について（諮問）

埼玉県青少年健全育成条例第11条第1項の規定により、別記の図書を有害図書等として指定したいので、同条例第25条第1項の規定により、貴審議会の意見を求めます。

## 図 書 審 査 表

### 判定内容

- A・・・青少年の健全育成を阻害するおそれがあり、指定すべきもの
- B・・・指定するにいたらないもの

諮問番号	図書等の名称	発行所	判定結果	備考
1201	実話時代4月号	株式会社メディアボーイ		
1202	実話ドキュメント4月号	株式会社竹書房		
1203	実話時報4月号	株式会社竹書房		

埼玉県青少年健全育成審議会に諮問する図書の概要

諮問番号	名称	種類	図書番号等	発行所	概要	理由
1201	実話時代4月号	雑誌	雑誌15277-04	株式会社メディアアボニー	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 暴力団の組織や幹部等の情勢を詳細に紹介</li> <li>○ 暴力団の行事等を描写</li> </ul>	<p>暴力を指向・容認する団体である暴力団の組織や幹部、行事等が描写されており、青少年の健全な成長を阻害するおそれがある。</p> <p>※認定基準2(2)オ</p>
1202	実話ドキュメント4月号	雑誌	雑誌05267-4	株式会社竹書房	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 暴力団の組織や幹部等の情勢、暴力団の行事等を詳細に紹介</li> <li>○ 暴力団の抗争等を描いた漫画</li> </ul>	<p>暴力を指向・容認する団体である暴力団の組織や幹部、行事等が描写されており、青少年の健全な成長を阻害するおそれがある。</p> <p>※認定基準2(2)オ</p>
1203	実話時報4月号	雑誌	雑誌05167-4	株式会社竹書房	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 暴力団の組織や幹部等の情勢、暴力団の行事等を詳細に紹介</li> <li>○ 暴力団の抗争等を描いた漫画</li> </ul>	<p>暴力を指向・容認する団体である暴力団の組織や幹部、行事等が描写されており、青少年の健全な成長を阻害するおそれがある。</p> <p>※認定基準2(2)オ</p>

## 埼玉県青少年健全育成条例（抜粋）

### 第3章 青少年の健全な成長を阻害するおそれのある行為の防止

#### （有害図書等の指定及び売買等の禁止）

第11条 知事は、図書等の内容の全部又は一部が次の各号のいずれかに該当するときは、当該図書等を青少年に有害な図書等として指定することができる。

- (1) 青少年の性的感情を著しく刺激し、その健全な成長を阻害するおそれのあるもの
- (2) 青少年の粗暴性又は残虐性を甚だしく助長し、その健全な成長を阻害するおそれのあるもの
- (3) 青少年の犯罪又は自殺を著しく誘発し、その健全な成長を阻害するおそれのあるもの

2 (略)

3 何人も、青少年に対し、第1項の規定により指定された図書等（前項の規定により指定されたものとみなされる図書等を含む。以下「有害図書等」という。）を売買し、交換し、贈与し、若しくは貸し付け、又は読ませ、聴かせ、若しくは見せてはならない。

#### （有害図書等の陳列の制限等）

第11条の2 図書等取扱業者は、前条第1項各号のいずれかに該当すると認められる図書等を青少年に閲覧等がされないように管理しなければならない。

2 図書等取扱業者は、有害図書等を陳列するときは、規則で定めるところにより、他の図書等と区分し、かつ、有害図書等の購入若しくは借受け又は閲覧をしようとする者の見やすい箇所に、青少年の有害図書等の購入若しくは借受け又は閲覧を禁止する旨を表示しなければならない。

3 (略)

#### （審議会への諮問）

第25条 知事は、次に掲げる場合は、埼玉県青少年健全育成審議会（以下「審議会」という。）に諮問しなければならない。ただし、第1号、第2号、第4号又は第5号に掲げる場合において、緊急を要し、審議会を招集するいとまがないときは、その限りでない。

(1) (略)

(2) 第11条第1項、第12条第1項、第16条第1項又は第16条の2第1項の規定により指定をしようとするとき。

(3)～(5) (略)

2 (略)

### 埼玉県青少年健全育成条例に基づく推奨、指定及び命令に関する認定基準（抜粋）

2 条例第11条第1項の規定に基づく有害図書等の指定、第16条第1項の規定に基づく有害興行の指定及び第17条第1項に基づく有害広告物に係る措置命令の認定基準は、次のとおりとする。

(1) (略)

(2) 青少年の粗暴性又は残虐性を甚だしく助長し、その健全な成長を阻害するおそれのあるもの

ア 残虐な殺人的場面を過度に描写表現したもの

イ 殺傷による肉体の苦痛を詳細に描写表現したもの

ウ 拷問、死刑の場面を刺激的に描写表現したもの

エ 殺傷、暴力の行使の方法を詳細に扱い、その手段を教示する結果に帰するもの

オ 暴力団など暴力を指向・容認する団体を賛美したもの

カ アからオに掲げるもののほか、暴力場面を扱い、かつ、それを賛美するような印象を強く与えるもの

(3) (略)